

茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び
茨木市水道施設更新計画改定業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

令和5年3月に策定した「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略」が中間見直しの年度を迎えることから、既存計画の見直しや投資財政計画の再検討を行う必要がある。これらを踏まえ、茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、令和5年3月に策定した「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略」について、具体的施策や投資・財政計画の状況を踏まえた上で必要に応じた目標の見直しを行うことと、令和4年3月に改定した「茨木市水道施設（耐震化）更新計画」について、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた投資財政計画の再検討を行うことにより、経営基盤の強化及び適正な財源の確保を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「茨木市水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し及び茨木市水道施設更新計画改定業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 当該業務の予算額等

54,637,000円（税込）

令和7年度から令和8年度までの債務負担行為を設定している。（令和7年度：0千円、令和8年度：54,637千円）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市水道部の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、当該名簿に登載されていない者についても本プロポーザルに参加を認めるが、その場合、当該登載のないものが契約候補者となった場合は、入札参加資格申請書等を提出し審査を受けること。
- (2) 茨木市水道部物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市水道部建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市水道部建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第 8 条第 1 項第 6 号に規定する場合又は同項第 7 号の規定する場合に該当しないこと。
- (5) 過去 5 年以内に、給水人口 10 万人以上の水道事業体の経営戦略及び水道事業のアセットマネジメント（タイプ 3C 以上）の計画策定業務を受注し完了実績があること。
- (6) 管理技術者、照査技術者、主担当技術者（コンサルタント業務）として、技術士（上水道部門）、技術士（総合技術管理部門—上水道）または R C C M（上水道及び工業用水道部門）のいずれかの有資格者を配置できること。
- (7) 上記 (6) における技術者が、過去 5 年以内に、給水人口 10 万人以上の水道事業体の経営戦略及び水道事業のアセットマネジメント（タイプ 3C 以上）業務を受注し完了実績があること。ただし、再委託による業務において従事した業務は除く。
- (8) 主担当技術者（経営関連業務）は、公認会計士の資格取得者を配置すること。
なお、主担当技術者（経営関連業務）は、過去 5 年以内に、給水人口 10 万人以上の水道事業体における財政計画または料金改定支援業務の実績を有すること。（再委託による業務を含む）
- (9) 配置技術者については、技術者に委任された権限の重大性から、契約の履行のために受託事業者と技術者との直接的で恒常的な雇用関係（参加申込書の提出のあった日の 6 ヶ月以前から雇用関係）を必要とする。なお、経営関連業務における主担当技術者においては、再委託を認める。

6 実施要項等の配布

(1) 配布期間：令和 7 年 8 月 25 日（月）から 9 月 26 日（金）まで

(2) 配布方法：茨木市水道部総務課ホームページに記載

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/suido/suidoubu_soumuka/menu/61746.html

7 参考図書の閲覧

(1) 閲覧期間：令和 7 年 8 月 26 日（火）から 9 月 9 日（火）まで（土・日・祝日除く）

(2) 閲覧申込：事前申込制（電話（072-620-1690）で閲覧希望日の前日までに申込）

(3) 閲覧場所：茨木市水道部総務課事務所内

（茨木市東中条町 2-13 合同庁舎 2 階）

(4) 閲覧可能図書

- ・ 茨木市水道事業ビジョン・経営戦略（令和 5 年 3 月）
- ・ 茨木市水道施設更新（耐震化）計画（令和 4 年 3 月）
- ・ 茨木市上水道第 9 次拡張事業認可申請書（平成 14 年 3 月）
- ・ 茨木市水道事業認可設計業務委託 基本計画報告書（平成 20 年 3 月）
- ・ 茨木市上水道第 9 次拡張事業（第 1 回変更）認可申請書（平成 20 年 3 月）
- ・ 茨木市上水道第 9 次拡張事業（第 2 回変更）認可申請書（平成 24 年 3 月）
- ・ 茨木市上水道第 9 次拡張事業（第 3 回変更）認可申請書（令和 6 年 2 月）
- ・ 十日市浄水場整備計画
- ・ 十日市浄水場深井戸更新計画
- ・ コンクリート構造物（池状）修繕計画
- ・ 建築構造物修繕計画
- ・ 遠方監視装置更新計画
- ・ 計装設備等修繕計画
- ・ 水質モニター更新計画
- ・ 受配電設備更新計画
- ・ 無停電電源装置更新計画
- ・ 配管図（参考）（1/10,000）
- ・ 決算書（過去 5 年分）

※なお、上記図書は閲覧のみとする。

8 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式 1 号）に質問事項、会社名、FAX 番号・担

当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで水道部総務課宛に送信すること。

提出期限：令和7年9月10日（水）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市水道部総務課

E-mail：suidosomu@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、次のとおり本市ホームページに掲載する。

回答日：令和7年9月17日（水）

掲載場所：茨木市水道部総務課ホームページ

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/suido/suidoubu_soumuka/menu/61746.html

9 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

①会社の概要（様式3号）

②業務実績調書（様式4号）

※契約書の写し等、業務実績を証明できる書類を添付すること。

③業務実施体制調書（様式5号）

※保有資格を証明できる書類を添付すること。

※配置予定技術者との雇用関係を証明する書類（社員証と雇用年月日がわかる書類等）の写しを添付すること。

※経営関連業務における主担当技術者を再委託する場合、その再委託する会社名を記入すること。また、雇用関係を証明する書類については、再委託先との雇用関係を証明する書類を提出すること。

イ 提出先：茨木市水道部総務課（茨木市合同庁舎2階）

ウ 提出期限：令和7年9月26日（金）午後5時まで

（土日祝日を除く、平日午前9時から午後5時まで）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、事務局において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式6号）により10月2日（木）までに参加希望者に通知をメール及び郵便で発送するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」(様式7号)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに水道部総務課へ提出すること。

10 企画提案書等の作成及び提出

事務局による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者(以下「参加者」という。)は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、10(1)の書類を提出すること。なお、企画提案書等に記載された内容については、10(1)イの参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式、A4サイズ縦)

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

①「水道事業ビジョン・経営戦略」の中間見直し及び「水道施設更新計画」の改定に係る提案

※ 本要項及び仕様書の内容を踏まえ、業務の実施方針、資料・データの作成方法、見直し及び改定の重点事項などについて、わかりやすく記載すること。

②「水道事業ビジョン・経営戦略」の中間見直し及び「水道施設更新計画」の改定作業スケジュール

③業務の取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

【企画提案書の書式について】

・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。(図表等に含まれる文字を除く)

・ページ数は、①②③合計で両面10枚20ページ以内とする。印刷の色は、カラー、白黒は問わない。

・ページ番号を付すこと。なお、表紙、目次及び裏表紙はページ数に含めないものとする。

イ 参考見積書(様式8号)及び内訳書(任意様式)

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

(2) 資料記載上の留意事項

※ 上記10(1)アの副本には、企業名を入れないこと。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和7年10月15日（水）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市合同庁舎2階 水道部総務課事務室

ウ 提出方法：持参に限る（持参以外の提出方法は認めない。）

エ 提出部数

正本1部

副本10部（上記10（1）イの参考見積書及び内訳書を除く）

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

11 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提案者から提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積書）を12(1)アで示す審査基準に基づいて書類審査し、審査の評価点の高い者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査と次の(2)に記載のプレゼンテーションによる審査を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションを12(1)イで示す審査基準に基づいて審査する。第1次審査と第2次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。なお、プレゼンテーションには管理技術者となる予定の者も出席すること。

エ プレゼンテーションの時間は、1提案者につき30分程度とし、提案内容の説明20分以内、質疑応答10分程度とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和7年10月21日（火）に当該審査を行った全者に対し、「プ

ロポーザル第1次審査結果通知書」(様式9号)により通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、令和7年10月21日(火)までに参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和7年10月27日(月)まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和7年11月7日(金)に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」(様式10号)により通知を郵便で発送する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和7年11月13日(木)まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

12 審査基準及び配点

審査基準及び配点は次のとおりとする。

(1) 審査基準

ア 第1次審査

＜事務局審査＞

審査基準	審査内容	配点
業務実績調書等内容	同種業務の実績は十分か。(20点を上限とする) 同種業務(3点):「経営戦略とアセット(4D)」 同種業務(2点):「経営戦略とアセット(3C以上)」 「アセット(4D)」 同種業務(1点):「ビジョン又は経営戦略」 「アセット(3C以上)」 ※「経営戦略とアセット(4D)」…給水人口10万人以上の水道事業体の水道事業ビジョン・経営戦略の策定業務及び水道事業のアセットマネジメント(タイプ4D)の計画策定業務両方の業務 ※「経営戦略とアセット(3C以上)」…給水人口10万人以上の水道事業体の水道事業ビジョン・経営戦略の策定業務及び水道事業のアセットマネジメント(タイプ3C以上)の計画策定業務両方の業務 ※「ビジョン又は経営戦略」…給水人口10万人以上の水道事業	20

	体の水道事業ビジョン又は経営戦略の策定業務 ※「アセット（4D）」…給水人口 10 万人以上の水道事業体の水道事業のアセットマネジメント（タイプ 4D）の計画策定業務 ※「アセット（3C 以上）」…給水人口 10 万人以上の水道事業体の水道事業のアセットマネジメント（タイプ 3C 以上）の計画策定業務	
業務実施体制調書等 内容	十分な知識と経験を有した人員配置か。 管理技術者の業務実績（6 点を上限とする。） ※業務実績（2 点）：「経営戦略とアセット」 業務実績（1 点）：「ビジョン又は経営戦略」、「アセット」 照査技術者の業務実績（6 点を上限とする。） ※業務実績（2 点）：「経営戦略とアセット」 業務実績（1 点）：「ビジョン又は経営戦略」、「アセット」 主担当技術者（コンサルタント業務）の業務実績（4 点を上限とする。） ※業務実績（2 点）：「経営戦略とアセット」 業務実績（1 点）：「ビジョン又は経営戦略」、「アセット」 主担当技術者（経営関連業務）の業務実績（4 点を上限とする。） ※業務実績（2 点）：「財政計画と料金改定支援業務」 業務実績（1 点）：「財政計画支援業務」、「料金改定支援業務」 ※「経営戦略とアセット」…給水人口 10 万人以上の水道事業体の水道事業ビジョン・経営戦略の策定業務及び水道事業のアセットマネジメント（タイプ 3C 以上）の計画策定業務両方の業務 ※「ビジョン又は経営戦略」…給水人口 10 万人以上の水道事業体の水道事業ビジョン又は経営戦略の策定業務 ※「アセット」…給水人口 10 万人以上の水道事業体の水道事業のアセットマネジメント（タイプ 3C 以上）の計画策定業務	20
提案額（参考見積額）	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 （最低見積金額／見積金額）×50 点 ※ 小数点以下切り捨て	50
合計		90

イ 第 2 次審査＜プレゼンテーションによる委員審査＞（配点は委員 1 人あたり）

審査基準		審査内容	配点
企画提案書	基本項目	業務スケジュールや実施方法等は妥当な提案がな	5

		されているか。	
	中間見直し案の作成	本市の現状と課題を踏まえた上で、見直しすべき事項が反映された提案となっているか。また、具体性を備えた効果的な内容・手段が示されているか。	10
	水需要予測の方法	将来人口、有収水量等の推計について、本市の特性を踏まえ、具体性を備えた正確な分析が望める方法であるか。	5
	投資試算の再検討	本市の現状や特性を踏まえた上で、施設及び管路の更新需要の再検討について、具体的かつ技術的な内容・手法が示されているか。	10
	投資・財政計画の作成	長期の投資試算、財源試算を行うにあたり、合理的なシミュレーション方法であるとともに、分析手法に妥当性はあるか。	10
	独自性・独創性	本市について、十分な関心と知識を持ち、本市の特性や課題を踏まえた提案がなされているか。また、仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	10
合計			50

※委員審査については、各項目について5段階評価にて採点する。

(2) 配点

①事務局審査 90 点

②委員審査 350 点 (50 点×7 委員)

①と②の合計 440 点とする。

13 候補者の決定

候補者は、12 (1) で示す採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記 12 (2) の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 事務局審査と選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「投資試算の再検討」と「投資・財政計画の作成」との合計点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「投資試算の再検討」と「投資・財政計画の作成」の合計点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い、配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価点が配点合計(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上に達した提案者がいない場合は、適格者なしとする。

14 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

15 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

16 日程

参加申込期間

令和7年8月25日(月)午前9時から

令和7年9月26日(金)午後5時まで(厳守)

※ 土日、祝日を除く

質問期限	令和7年9月10日（水）午後3時まで（厳守）
質問に対する回答	令和7年9月17日（水）
参加資格審査結果通知	令和7年10月2日（木）発送
企画提案書提出期間	令和7年10月2日（木）から 令和7年10月15日（水）午後5時まで（厳守）
審査結果通知（第1次）	令和7年10月21日（火）発送
第2次審査	令和7年10月31日（金）（予定）
審査結果通知（第2次）	令和7年11月7日（金）発送（予定）
契約締結	令和7年12月以降
業務開始	契約締結日以降

17 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割に満たない者
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

18 担当部署

茨木市 水道部総務課 担当 堀井
 TEL 072-620-1690（直通）
 FAX 072-623-1918
 E-mail : suidosomu@city.ibaraki.lg.jp